

きょうかし ぶ きょうかそしき だいひょうしゃかい みなさま
教化支部教化組織代表者会の皆様

2010年8月

ち ほうこうし こうみょうじっせんい いん みなさま
地方講師・光明実践委員の皆様

せいちょう いえかんぶ およ いっぱんしんと みなさま
生長の家幹部及び一般信徒の皆様

しゅうきょうほうじん せいちょう いえ こくさいほんぶ およ せいちょう いえ でんどうほんぶ
宗 教 法 人「生長の家」(国際本部) 及び生長の家ブラジル伝道本部を
ひ ぼう ちゅうしょう ぶんしょ
誹 謗 ・ 中 傷 する 文 書 について

がっしょう
合掌ありがとうございます。

せいちょう いえ せいめい きょうだいし まい みなみなさま
生長の家の生命の兄弟姉妹の皆様には、
せいちょう いえじんるい こうみょうか うんどう こくさいへいわ しんこう
生長の家人類光明化運動・国際平和信仰
うんどう つね じんりよく たまわ
運動のため、常にご尽力を賜りますことに
こころ かんしゃもう あ
心より感謝申し上げます。

しゅうきょうほうじん せいちょう いえ こくさいほんぶ
1. 宗 教 法 人「生長の家」(国際本部) を
ひ ぼう ちゅうしょう ぶんしょ
誹 謗 ・ 中 傷 する 文 書 について

さいきん こくない お さまざま
最近、ブラジル国内に於いて、様々な
かいぶんしょ い か ごん
「怪文書」と言っても過言でないようなもの
きょうかし ぶ しんと もと おく
が教化支部や信徒の元に送りつけられたり
してあります。このため、いちぶ しんと どうよう
一部の信徒に動揺
み
が見られますが、しんと みなさま ち ほうこうし
信徒の皆様や地方講師・

こうみょうじっせんい いん みなさま じょうほう
光 明 実践委員の皆様は、このような情報に
けつ まど せいちょう いえ
決して惑わされないよう、また、生長の家
でんどうほんぶ はっしん じょうほう
ブラジル伝道本部が発信する情報でないも
のについては、むし いただ
無視して頂きますよう、お
ねが
願いいたします。

せいちょう いえ でんどう ほんぶ
生長の家ブラジル伝道本部は、この
かいぶんしょ かん じょうほうしゅうしゅう つぎ
「怪文書」に関する情報を収集し、次のよう
けんかい もう あ
に見解を申し上げます。

かいぶんしょ たぐい でまわ
「怪文書」の類として出回っているものは、
に ほん はっこう ざっし たにぐちまさはるせんせい
日本で発行されている雑誌『谷口雅春先生
まな いちぶ はんめい
を学ぶ』の一部であることが判明していま
す。
しゅうきょうほうじん せいちょう いえ ざっし
宗 教 法 人「生長の家」が雑誌など、

しゅつぱんぶつ だ ばあい
出版物を出すときは、そのほとんどの場合、
へんしゅうしゅつぱんどう ぎょうむ せいちょう いえ しゅつぱんぶつ
編集・出版当の業務は生長の家の出版物の
はっこうがいしゃ かぶしがいしゃに ほんきょうぶんしゃ たんどう
発行会社である株式会社日本教 文社が担当
し、配布業務は生長の家の出版物の配布
ほうじん ざいだんほうじんせ かいせいてんふきゅうきょうかいおこな
法人である財団法人世界聖典普及協会が行
います。従いまして、当雑誌『谷口雅春
せんせい まな せいちょう いえ いっさいかんけい
先生を学ぶ』と生長の家は一切関係ありま
せん。

ざっし なか しゅうきょうほうじん「せいちょう いえ
この雑誌の中には、宗教法人「生長の家
」(国際本部)の運動を妨害しようと思われ
る、事実と異なる内容や、誹謗・中傷する
じじつ こと ないよう ひ ぼう ちゅうしょう
記事が多く見られます。これらの記事は、
しゅうきょうほうじん せいちょう いえ かんけいだんたい い ぜん
宗教法人「生長の家」や関係団体に以前
つと もとしょくいん すで せいちょう いえ うんどう
勤めていた元職員や、既に生長の家の運動
はな もとしんと など おこな はつげん
を離れた元信徒等が行っている発言であり、
しゅうきょうほうじん せいちょう いえ こんさいほんぶ せいちょう
宗教法人「生長の家」(国際本部)や生長
いえ でんどうほんぶ おこな
の家ブラジル伝道本部が行ったものではあ
りません。また、生長の家の幹部が行って
いるものでもありませんので、決して惑わ
ねが
されないようお願いいたします。

こんご ざっし かん じょうほう ふ
今後はこの雑誌に関する情報に触れても
どう せいちょう いえ でんどう
動ずることなく、生長の家ブラジル伝道
ほんぶ はつびよう こうしき けんかい せんちよう
本部が発表する公式な見解を尊重され、
ちゅうしんき いつ こころ たいおう のぞ
中心帰一の心をもって対応されることを望
し だい
む次第です。

2. 雑誌『谷口雅春先生を学ぶ』及びその ほんやくぶん 翻訳文について

ざっし たにぐちまさはるせんせい まな に ほん
雑誌『谷口雅春先生を学ぶ』は、日本で
はっこう はっこうしょ たにぐちまさはるせんせい
発行されていて、発行所は「谷口雅春先生
まな かい はっこうにん なかじましようじ へんしゅうにん
を学ぶ会」、発行人は中島省治、編集人は
たにぐちまさはるせんせい まな へんしゅうい いんかい
「谷口雅春先生を学ぶ」編集 委員会です。

ざっし いちぶ なにもの い らい
この雑誌の一部が何者かの依頼により、
こく せいふ みと こうしょうほんやくにん
ブラジル国の政府が認める公証翻訳人に
よって翻訳され、日本国内の生長の家の
ほんやく に ほんこくない せいちょう いえ
幹部が発表している見解であるかのように、
かんぶ はつびよう けんかい
あるいは公証翻訳人が作成した翻訳文のた
め、あたかも正しい内容の文書であるかの
ただ ないよう ぶんしょ
ような誤った印象や錯覚を一般の信徒や
あやま いんしょう さつかく いっばん しんと
ち ほうこうし など あた げんいん こんらん ひ
地方講師等に与え、これが原因で混乱が引
お すいさつ
き起こされていると推察されます。

3. 良識が疑われる雑誌の内容

3.1 ブラジルで行われた「国際教 修会」 おこな こんさいきょうしゅうかい について

で まわ ぶんしょ ないよう み
これら出回っています文書の内容を見ま
す。著しく事実に反しています。
いちじる じじつ はん

いちれい もう あ どうし ごう
その一例を申し上げますと、同誌 35 号
かいがい とくめい ねん がつ
には、“海外匿名”として、2004 年 7 月

31日及び8月1日にブラジルで開催された「世界平和のための生長の家国際教修会」について次のような記述が見られます。

(前略) 昨年、つまり平成十六年七月三十一日と八月一日の両日に亘り、ブラジルで講師及び光明実践委員の教修会が日本語部とブラジル語の部と合同で通訳付きで開催されたのです。目標は四千名動員でありましたが、実際の参加者は二千七百六十八名であった、それも講師と光明実践委員合わせて八百二十三名で、残りの千九百四十五名は初心者に近い、真理の勉強があまり進んでいない人達でありました。

さて、講話の内容は自然環境とかクローンの実態それに遺伝子云々でした。(以下略)

この文章では、ブラジルの参加目標数は4000名、地方講師・光明実践委員が僅か823名、残りの1,945名は“初心者に近いもの”で、合計2,768名とのことですが、実際のところ、ブラジルの参加目標数は3000名(会場の最高収容数)、国内からの参加者数は2,706名であり、内訳は地方講師・光明実践委員が2,158名(日本語部地方講師293名、ポルトガル語部の地方講師・光明実践委員1,865名)、その他、

ラテン・アメリカ教化総長の許可を得て参加した幹部が548名です。

この他に、ラテン・アメリカ諸国及びポルトガル国より17名の地方講師・光明実践委員及び当該国の幹部が参加し、さらに本部講師及び本部講師補17名が加わり、参加者総数は2,740名でしたので、この記述の数字はまったく根拠のない誤りです。

「講話の内容は自然環境とかクローンの実態それに遺伝子云々でした」との事ですが、実際にこの時取り上げられたテーマは、一日目が「原理主義を超えて」、二日目は「平和研究」でした。従いまして、この「海外匿名」なる者が言うような「講話の内容が自然環境とかクローンの実態それに遺伝子云々」とはかけ離れた内容であり、おそらく教修会に参加していない者が書いたと思われる。もし参加していたなら、当日配布された資料を持っているはずであり、このような嘘偽りが書けるはずがありません。察するところ、国際教修会が何であるかさえ解らない者の文章であると思われる。「海外匿名」とあるものの、偽装された文章であることさえ考えられ、このような文章を掲載する雑誌そのものの良識を疑うばかりです。

3.2 創始者・谷口雅春先生のご著書は今も

たくさんしゅつばん
沢山出版されています

ざっし たにぐちまさはるせんせい まな うらびょうし
雑誌『谷口雅春先生を学ぶ』の裏表紙に
は、たにぐちまさはるせんせい ぜいばん せいてん いちらん
「谷口雅春先生絶版聖典一覧」として
30 さつほど せいてん まいつき の
冊程の聖典が毎月のように載せられています。

しかし、にほんきょうぶんしゃ しゅつばん
日本教文社から出版されている
しよせき うち さつ せんせい たにぐちまさはるせんせい
書籍の内、325冊が六先生（谷口雅春先生、
たにぐちせいちょうせんせい たにぐちまさのぶせんせい たにぐちてるこ
谷口清超先生、谷口雅宣先生、谷口輝子
せんせい たにぐちえみ こ せんせい たにぐちじゅんこせんせい
先生、谷口恵美子先生、谷口純子先生）の
しよせき うち たにぐちまさはるせんせい しよせき
書籍であり、この内、谷口雅春先生の書籍
は205冊にのぼりげんざい しゅつばん つづ
は205冊にのぼり現在も出版され続けてい
ます。

なお、たにぐちまさはるせんせい ちよしよ うち じゅうはん
谷口雅春先生のご著書の内“重版
ほりゆう
保留”になっているご著書の主な理由は、
いか
以下のとおりです。

(1) 経済上の理由

もっと おお りゆう げっかん へいきん
最も多い理由であり、月間平均
しゅつこぶ すう いったい ぶ すう わ こ ちよしや
在庫部数が一定の部数を割り込み、著者
ちよさくけんしゃ りょうしょう え
(著作権者)のご了承を得ているもの

(2) 内容上の理由

- 1) だいとうあ せんそう かん げんいん
大東亜戦争に関して、その原因
ひょうか ご かい まね か しよ
や評価に誤解を招きやすい箇所があるもの
- 2) せいじ てきかつどう ご かい
政治的活動をすべきとの誤解を
まね かしよ
招く箇所があるもの

にほん せいちょう いえせいじ れんごう
かつて日本では、「生長の家政治連合」と
いうせいじ だんたい かつどう じき
政治団体をつくって活動していた時期
がありました。このせいじ だんたい ねん
政治団体は1983年に
かつどう ていし い らいせいじ てきかつどう おこな
活動を停止し、以来政治的活動を行ってお
りません。

ところで、ざっし たにぐちまさはるせんせい まな
雑誌『谷口雅春先生を学ぶ』
のほうこうにん なかじましようじ し にほんきょうぶんしゃ
の発行人、中島省治氏は、日本教文社
もとしゃちょう どうし にほんきょうぶんしゃ しゃちょう
の元社長です。同氏が日本教文社に社長
としてつと とうじ さまざま せいてん
勤められた当ても、様々な聖典の
じゅうはん ほりゆう ぎ けつ おこな き
重版保留の議決は行われて来ましたの
で、たちばじょう なかじまし けつてい ふか
立場上、中島氏はこれらの決定に深く
かか の りゆう
関わっていて、ここに述べました理由など
はよくぞん はず
はよくご存じの筈です。それにもかかわら
ず、めいかく りゆう の
明確な理由を述べないままにこのよう
なじょうほう まいつき ざっし の い
な情報を毎月の雑誌に載せると言うことは、
ひとびと こんらん せいちょう いえ うんどう ぼうがい
人々を混乱させ、生長の家の運動を妨害す
るためのものであると思われます。

3.3 創始者・谷口雅春先生の著作権とそ

ちよしよ まも せいちょう いえ
のご著書を護る生長の家

しゅうきょう ほうじん せいちょう いえ こくさいほんぶ
宗教法人「生長の家」(国際本部)では
せいてん せいめい じつそう しんり
聖典『生命の實相』や『真理』をはじめと
する、そうし しゃ たにぐちまさはるせんせい ちよしよ
創始者・谷口雅春先生のご著書を
きょうだん たいせつ せいてん かんが
教団の大切な聖典であると考えています。
とく せいめい じつそう せいちょう いえ
特に『生命の實相』については「生長の家
きょうき だい しょうもくてきだい じょう
教規」第2章目的第2条(1)にあるように、

「谷口雅春創始の、生長の家の教義に基き、その主著『生命の實相』を鍵として、万教共通の宗教真理を開示し、これを宣布することによって、人類光明化につくすこと。」となっています。従いまして、生長の家では『生命の實相』を今後も大切に、いつまでも教えの基本として護って行く所存です。

宗教法人「生長の家」(国際本部)が、どれだけ谷口雅春先生のご著書とその教えを重視・尊重しているかを、如実に示す証の一つとして申し上げますが、現在、宗教法人「生長の家」は前生長の家白鳩会総裁・谷口恵美子先生と共に、著作権関連訴訟を東京地方裁判所に提起していて、訴訟は株式会社光明思想社(*3)並びに生長の家社会事業団(*4)を被告としています。

*3: 元日本教文社の社員によって設立された出版社

*4: 生長の家社会事業団とは社会厚生事業並びに社会文化事業の発展強化を図ることを目的とする宗教法人「生長の家」の関係団体

この訴訟は、宗教法人「生長の家」の意図方針に反して、これら被告が昭和16年9月1日発行の旧版『生命の實相』第16巻(現在出版されている『生命の實相』

(頭注版)は、昭和37年12月10日発行のものであり、内容も異なります)の一部だけを抜き出し、さらに本来の表題を変えて発刊するといった、著作者の意思を無視した行為を行うなど、著作権を侵害する彼らの暴挙は目に余るものがあり、やむを得ず、株式会社光明思想社並びに生長の家社会事業団を被告として提訴しているものです。

被告である株式会社光明思想社及び生長の家社会事業団は、『生命の實相』の著作権者である谷口恵美子先生および宗教法人「生長の家」の権利を侵害し、また、著者である谷口雅春先生的人格的利益を妨害し、さらに宗教法人「生長の家」の布教活動に対する不当な妨害を行っているので、これを除く必要があるとして、訴訟が行われているものです。この問題については、別途、宗教法人「生長の家」の発信した詳しい説明文(見解)を翻訳の上、生長の家ブラジル伝道本部のホームページに掲載しますので、そちらをご覧ください。

(リンク先: <http://www.sni.org.br>)

3.4 被告・株式会社光明思想社と生長の家社会事業団は「谷口雅春先生を学ぶ会」の関係団体

さんこう もう あ かぶしきがいしゃ
参考のために申し上げますが、株式会社
こうみょうし そうしやおよ せいちょう いえしゃかい じぎょう だん
光明思想社及び生長の家社会事業団は、
たにぐちまさはるせんせい まな かい かんけいだんたい
「谷口雅春先生を学ぶ会」の関係団体であり、
たにぐちまさはるせんせい まな かい
「谷口雅春先生を学ぶ会」のホームページに
かんけいだんたい
は「関係団体リンク」として、これらの二
だんたい な まえ の
つの団体の名前が載せられています。ここ
から、ざっし たにぐちまさはるせんせい まな
雑誌『谷口雅春先生を学ぶ』が、
おな しゅうきょうほうじん せいちょう いえ こくさい
同じように宗教法人「生長の家」(国際
ほんぶ うんどう ぼうがい
本部)の運動を妨害しようとしてることが
わ
分かります。

4. いま じ だい そくおう うんどう 今の時代に即応する運動

4.1 そうし しゃ たにぐちまさはるせんせい おし まも
創始者・谷口雅春先生の教を護
りながら、い しゅうきょう はってん
「生きた宗教」として発展する
せいちょう いえ うんどう
「生長の家の運動」

しゅうきょうほうじん せいちょう いえ こくさいほんぶ
宗教法人「生長の家」(国際本部)では
こんご せいちょう いえ そうし しゃ たにぐちまさはるせんせいおよ
今後も生長の家の創始者・谷口雅春先生及
ぜんそうさい たにぐちせいちょうせんせい おし たいせつ
び前総裁・谷口清超先生の教を大切にし
ながら、どうじ い しゅうきょう いま
ながら、同時に「生きた宗教」として、今
じ だい そくおう おし ひろ
の時代に即応する教を弘めています。

じょうき せつめい そしょうもんだい わ
上記 3.3 で説明しました訴訟問題でも分
かりますように、たにぐちまさはるせんせい じ しん
谷口雅春先生ご自身も、
はじ はっこう せいめい じつそう
初めに発行された『生命の實相』をそのま
はっこう つづ ご なんと
ま発行し続けたのではなく、その後、何度
ないよう み なお いちぶ さくじょ
も内容を見直され、一部を削除したり、

ひつよう おも か ひつ おこな じ だい
必要と思われる加筆を行うなど、その時代
ふさわ かい かい
に相応しいもの書き換えられて来ました。
しょうわ ねん
これは昭和 37 年だけではなく、しょうわ ねん
昭和 7 年
はじ せいめい じつそう はっかん あと
に初めて『生命の實相』が発刊された後、
しょうわ ねん さまざま へんせん へ しょうわ
昭和 8 年から様々な変遷を経て、しょうわ
昭和 10
ねん ぜん かん さくひん
～ 16 年には全 20 巻からなる作品となりま
した。しかし、せんせい かいてい つづ とく
先生の改訂は続けられ、特
せんご しょうわ ねんい こう なら かいてい
に戦後(昭和 20 年以降)は新たな改訂が
おこな しょうわ ねん どうちゅうばん はっこう
行われ、しょうわ ねん
昭和 37 年には「頭注版」が発行
されるようになり、これが現在のげんざい せいめい
『生命の
じつそう おお ひとひと し
實相』として多くの人々に知られているも
ののです。これは、たにぐちまさはるせんせい おし
谷口雅春先生が、教を
じ だい そうおう ひろ ひつようせい
その時代に相応したかたちで弘める必要性
みずか しめ れきし てきじ じつ
を自ら示された歴史的事実です。

いまま せいちょう しゃ たにぐちまさはるせんせい
しかし、今では創始者・谷口雅春先生、
だい だいいめ そうさい たにぐちせいちょうせんせい たか
そして第二代目総裁・谷口清超先生も高き
しんかい もど こんご ほうとう
神界にお戻りになりました。今後は、法燈
けいしゅう だい だいいめ せいちょう いえそうさい たにぐち
を継承された第三代目生長の家総裁・谷口
まさのぶ せんせい ちゅうしん わたし じ だい
雅宣先生を中心として、私たちは時代に
そくおう い しゅうきょう じんるいこうみょうか
即応する、生きた宗教として、人類光明化
うんどう こくさいへいわ しんこううんどう すず
運動・国際平和信仰運動を進めてまいりま
す。

せいちょう いえ じ だい そくおう
4.2 生長の家は時代に即応したかたちの
うんどう てんかい
運動を展開しています

せいちょう いえ しんこう じんるい て しんり
生長の家の信仰は人類を照らす真理の

とうだい じ だい じょうきょう ふ
燈台として、その時代の状況を踏まえて、
かみ くに こうず けんげん てきせつ
「神の国の構図」を顕現するために適切に
しんり と ひとびと
真理を説いているのであり、それでこそ人々
せ かい きゅうさい
や世界を救済することができるのでありま
すから、その時代に相応しい信仰運動とな
るのは理の当然であります。このことを
り かい か こ うんどうけいたい いま じ だい
理解しないで、過去の運動形態を今の時代
に実践しようとしたりすることは、時代そ
のものが大きく変わっているのですから、
げんだい あ すく ちから
現代に当てはまらないので救う力にはなら
ないのです。

ゆえ はんせいき いじょう まえ
それ故に、半世紀あるいはそれ以上も前
にお書きになったご文章を、全部発表する
ひつよう かり はっぴょう ただ
必要はないのであり、仮に発表しても正し
り かい おお しりょうや
く理解してもらうためには、多くの資料や
かいせつ ひつよう げんだい せいちょう
解説を必要とするのです。現代の「生長の
いえ こくさいへいわ しんこううんどう くに
家」は、「国際平和信仰運動」として国や
みんぞく こ せ かい ひとびと みおし
民族を超えて世界のあらゆる人々に御教え
つた もくてき
を伝えることが目的であり、このような
じ だい せ かい ひとびと きょうかんきょうめい
時代においては、世界の人々に共感・共鳴
される真理の説き方が必要です。従って今
うんどう ひつよう はっぴょう
の運動に必要なものはきちんと発表して、
あ せんじ ちゅう ぶんしょう はっぴょう ひとびと
敢えて戦時中などのご文章を発表して人々
ご かい へんけん まね
の誤解や偏見を招かないようにしています。

おお しりょう かいせつ ひつよう
また、多くの資料や解説を必要とするよ
ぶんしょう はっぴょう せいちょう いえ
うな文章を発表せずとも、生長の家では

じ だい そくおう ぶんしょ てきじ はっぴょう こんご
時代に即応した文書を適時に発表し、今後
はっぴょう まい ち ほうこうし こうみょう
も発表して参りますので、地方講師、光明
じっせんい いん いっばんしんと みなさま
実践委員、そして一般信徒の皆様は、ぜひ
ぶんしょ こうどく いま じ だい ふさわ
これらの文書を購読され、今の時代に相応
おし まな じんせい なか やくだ しあわ
しい教えを学び、人生の中で役立てて、幸
せいかつ おく いただ かんが し だい
せな生活を送って頂きたく考える次第です。

5. 生長の家ブラジル伝道本部が行っている「儀式」や「行」の見直しについて

5.1 「儀式」や「行」の見直しについて

せいちょう いえ でんどうほんぶ げんざい
生長の家ブラジル伝道本部では、現在
ぎしき ぎょう みなお と く
「儀式」や「行」の見直しについて取り組
んでいますが、これらの検討を行うために
ししん もち ねん がつ
指針として用いているのが1994年4月5
か しゅうきょうほうじん せいちょう いえ こくさいほんぶ
日に宗教法人「生長の家」（国際本部）の
り じ かい けつてい せいちょう いえ
理事会で決定された「生長の家における
ぎしき きほんてき かんが かつ べつし
儀式の基本的な考え方」（別紙-1）です。

せいちょう いえ でんどうほんぶ ぎしき みなお
生長の家ブラジル伝道本部が儀式の見直
しなどを行う場合は、この「生長の家におけ
ぎしき きほんてき かんが かつ ししん せいちょう
る儀式の基本的な考え方」を指針として、生長の
いえ でんどうほんぶ ちゅうおうきょうかそしき だいひょうしゃかいぎ
家ブラジル伝道本部の中央教化組織代表者会議
せきん き
の責任のもとで決められるのです。

いちぶ しんと ち ほうこうし せいちょう いえ
一部の信徒や地方講師から『生長の家ブ
でんどうほんぶ ぎょう ぎしき かつて
ラジル伝道本部では「行や儀式」を勝手に

つく か せいちょう いえこくさいほんぶ ほうしん
作り替えていて、生長の家国際本部の方針
はんえい を反映させていない』といった類の批判が
あります、これは事実と異なるものであ
り、せいちょう いえ でんどうほんぶ
生長の家ブラジル伝道本部ではこの
せいちょう いえ ぎしき きほんてき かんが かつ
「生長の家における儀式的な考え方」
ほうしん したが こうあん
の方針に従って考案しているものであり、
これによってブラジル伝道本部の「儀式」
ぎよう や「行」が、わが国の文化及び社会に自然
う い
に受け入れられるようなものとなることを
めざ
目指しています。

せいちょう いえ にんげんかみ こ ばんきようき いつ
生長の家は「人間神の子」「万教 帰一」
しんり と せ かいかつこく でんどう
の真理を説きますから、世界各国で伝道す
るにあたり、もしせいちょう いえ ぎしき
生長の家の「儀式」にど
この国にもつうよう ぶ へんせい
この国にも通用するような普遍性があれば、
それはふきよう うえ ひとびと う い
それは布教する上で人々に受け入れられや
すくなりますので、たいへんつ ごう よ
大変都合が良いわけ
です。

かみ さいし せ かいかつこく
しかし、神を祭祀するのは世界各国の
ひとびと かみ まつ
人々が神を祭るものですから、そこには
ひと とぎ ところ おお いろいろ まつ かつ こうあん
人・時・処に応じて色々の祭りが考案さ
れています。このため、せ かいかつこく しゅうきよう
世界各国の宗教の
ぎしき がいけい
「儀式」の“外形”はまちまちであり、たと
えせいちょう いえ よう ぎしき かんが だ
え生長の家がどの様な「儀式」を考え出し
ても、すべてのくに しゃかい
くに、すべての国や社会にもそのまま適用
できるようなふ へんせい
ふ へんせい
できるような普遍性をもたせることは難し
いとかんが
かんが
いと考えます。

したが せいちょう いえ でんどうほんぶ
従いまして、生長の家ブラジル伝道本部

にほん せいちょう いえ おこな ぎしき
では、日本の生長の家が行っている「儀式」
ぎよう けいしき かわ
や「行」の形式に拘るのではなく、わが国
にふさわ せんと
に相応しいものを求めているのです。

なか せいちょう いえ とく ちゅうい ほうら
その中で、生長の家が特に注意を払うの
は、せいちょう いえ にゆうしん き こくみん
は、生長の家に入信して来たブラジル国民
が、そ せん い ふう うしな
が、祖先の遺風を失わないよう、むしろ
そ せんすうはい い ふう けんしよう そ せん
祖先崇拜の遺風を顕彰できるよう、祖先の
しんこう しゅうきようてきぎ れい かんこんそうさい など
信仰してきた宗教的儀礼や冠婚葬祭等を
おこな かんが どうじ
行うべきであると考え、しかし、同時に、
せいちょう いえ きようぎ じゅうぶん けんしよう
生長の家の教義が十分に顕現されることを
もと
求めているのです。

しゅうきよう しんてきようそ
つまり、宗教には「心的要素」があり、
これはふ へんてき
これは普遍的なものですので、これが失
われないうようにこころくば
われないうように心配りをし、その一方、
ぎしき ぎよう ともな けいしきてきようそ
「儀式」や「行」などに伴う「形式的要素」
ふ へんてき けいしきてき
は普遍的ではありませんので、形式的な
ぶ ぶん ひとびと もつと う い
部分は人々に最も受け入れられやすい、そ
してわが国に相応しいものをも ぎくちゅう
してわが国に相応しいものを模索中なので
す。

せいちょう いえ でんどうほんぶ ねん
生長の家ブラジル伝道本部は2001年に
ぎしき ぎよう みなお けんとう
「儀式」や「行」の見直しについて検討を
かいし ねん ねんげつ す
開始し、これまでおよそ10年の年月が過ぎ、
いま けんとう かさ
今なお検討は重ねられています。これらの
けんとう たぎ
検討は多岐にわたります。

たと みんぞく つちか
例えばブラジル民族がこれまで培ってき
ぶんか しゅうきよう しんこうしん ふうしゅう いっぱんしゃかい
た文化、宗教、信仰心、風習、一般社会や

こくみん けいざい ぶんか はってん ともな ひとびと さまざま
国民の経済や文化の発展に伴う人々の様々
な傾向など、さらにブラジルは移民国です
ので、人々のルーツである先祖の母国の
文化等も視野に入れるなど、様々な事柄に
ついて検討し、試行錯誤を何度となく繰り返
返して来ました。

それだけではなく、練成道場等に参加
した人々にアンケートをお願いしたり、
参加者の反応を見る等、実施後の経過を
具体的に探り、また、種々の事項が実際に
実行に移された時点で一般の信徒や地方
講師・光明実践委員等にどの様に受け止め
られているのかなど、反応や感想を調べな
がら今日に至りました。

この様な「儀式」や「行」の見直しは
2001年以前にも必要に応じて行われて来
ました。例えば1995年には、ポルトガル
語のみ、あるいは日ポ両語で「招神歌」及
び「大調和の歌」を唱える事が認められ、
それまで「招神歌」を日本語で唱えること
にあまり自信のなかった地方講師や光明
実践委員等は、ポルトガル語だけで唱える
ようになりました。

このようにして「儀式」や「行」のやり方は、
これまでの検討結果を反映させながら実施

に移され、それなりの成果が見られるよう
になってきたのではないかと考えます。し
かし、生長の家ブラジル伝道本部が行って
いる「儀式」や「行」は“完成版”ではあ
りません。あくまでも“現段階”のもので
あり、言うならば“暫定的”なものです。
生長の家ブラジル伝道本部の中央教化組織
代表者会議では、今後とも「生長の家にお
ける儀式の基本的な考え方」に則って必要
な検討を重ね、わが国に相応しい「儀式」
や「行」を求めて行きます。

なお、「儀式」や「行」に関わる問題の中
で、「なぜ招神歌を日本語ではなく、ポルト
ガル語で行うべきなのか？」といった疑問
については、別途、生長の家創始者・谷口
雅春先生のご教示を基にした、より詳しい
説明文を生長の家ブラジル伝道本部のホー
ムページに掲載しますので、そちらをご覧
下さい。

5.2 生長の家の独自性について

今迄の儀式を変えることによって「生長
の家の独自性が失われる」と危惧する人も
ありますが、生長の家創始者・谷口雅春
先生は「儀式には生長の家式と云う型がな
い」「生長の家独特のものを主張しないとい

ろに特色がある」(『生長の家』誌昭和十五年
年第11輯第11号)とはっきり説明されて
います。

従いまして、一つの型に固執してはなら
ないので、「祖先の信じておった宗教の儀礼
に随って、冠婚葬祭は行う」(同誌)べきな
ので、ブラジル人はブラジル人の祖先が信
じていた宗教の儀礼を求めるべきなのです。
『「教義なき教義」と等しく「儀式なき儀式」
にあたる』(同誌)のが生長の家であります。

詳しくは「別紙-1」として添付しまし
た「生長の家における儀式の基本的な考え
方」をご参照下さい。

6. 生長の家ブラジル伝道本部の運動と 現況

インターネットやファクシミリなどを通
じて「生長の家ブラジル伝道本部の運動
が衰退している」、あるいは「聖典、神誌
(月刊誌)、聖使命会員の減少が見られる」
などと言った発言が見られますが、これら
もまったく事実と反しています。本見解の
最後に載せました「生長の家ブラジル伝道
本部-近年の主な成果」(別紙-2)にある
実績の数表が示す通り、運動は着実に進展
しております。この数表に掲載された情報

は、これまで様々な形で一般公開されてき
たものであり、毎月各教化支部へ配布され
る「教化支部教化組織代表者会資料」やそ
の他の資料に載っている数字を集計したも
のです。

6.1 「光明講座」について

「光明講座」は各教化支部で2年ごとに
開催されますので、前年の数字を今年の
数字と比較しても、対象となる教化支部が
異なります。そこで2年連続の数字を合計
すると、多少の誤差はあっても、全国の
教化支部を合計した数字になります。

これらの数字を比べて見ますと、27,576
名(2003年) + 37,828名(2004年) =
65,404名の参加者が全国でみられ、同様
に、2008年と2009年の合計では74,188
名となり、およそ9,000名の増加(+13%)
となっています。また、光明講座で販売
された聖典等の売上高も上昇傾向にあり、
2004年から2009年までの成果を見ます
と、R\$206,480.00からR\$466,135.00と
なり、こちらは倍以上の増加(+126%)と
なっています。

6.2 一般講演会等の参加者や月刊誌・

聖典の推移について

生長の家ブラジル伝道本部が大講堂等
で行う行事（日曜日の一般講演会等）の
参加者数ですが、2008年には、経済不況
が影響したのか、それまでの約45,000人
から約42,000人と、7%ほど減少しました。
しかし、翌年（2009年）には、それまで
の過去4年間を上回る50,746名（前年よ
り21%増）となっています。

また、近年の月刊誌・聖典・聖使命会の
推移を見ますと、ほとんどの数字が毎年
増加の傾向にあり、特に聖典及びCD等の
販売部数は2009年には前年の倍(+99.9%)
となっていて、驚異的な伸びを見せています。

6.3 練成会の参加者について

従いまして「衰退しつつある」と言っ
たことはまったく考えられません。但し、
練成会だけは例外であり、2008年以降は
若干ながら減少傾向にあります。おそらく
これは世界的経済不況などが一つの要因と
なっていると考えられますが、生長の家ブ
ラジル伝道本部では他の数字は全て上昇
傾向にあるので、これは一時的な現象であ

ると考えています。

6.4 テレビ番組について

「生長の家ブラジル伝道本部では見返り
が得られないテレビ番組に多額な投資が行
われている」と言った中傷もありますが、
テレビ番組の放送を始めた初期段階では、
当然ながら経費は全て生長の家ブラジル
伝道本部の負担でした。ところが、数年前
から、番組の中で、視聴者に対して「番組
保持を目的とした寄附金」を呼びかけたと
ころ、大きな反響があり、今では経費の
40%～45%が一般の視聴者の寄附金で賄
われるようになっていきます。

このように寄附金を納めて下さる人々
が、増えてきているということは、番組の
必要性及び有効性を裏付けているものであ
ると考えられます。教化支部の光明講座な
どでも、「テレビ番組を観て来ました」と
言った人々が増えてきており、「見返りが得
られないテレビ番組に多額な投資が行われ
ている」というのは全くの事実無根です。

以上、今回の問題について生長の家ブラ
ジル伝道本部の見解を述べましたが、信徒
の皆様をはじめ地方講師・光明実践委員の
皆様には、今回のような事実と異なる言辞

まど
に感あわされることなく、生長の家せいちょう いえブラジル
でんどうほんぶ うんどうほうしん もと き ぜん
伝道本部の運動方針に基づいて、毅然とし

たいど ふきょうかつどう
た態度をもって布教活動にあたられますよ
う、ここに繰くり返しお願かえい申ねがし上げます。
もう あ

いじょう
以上

せいちょう いえ
生長の家ラテン・アメリカ
きょうかそうちょう むかい よしお
教化総長 向 芳夫

せいちょう いえ でんどうほんぶ
生長の家ブラジル伝道本部
りじ ちょう むらかみ まりえ
理事長 村上 真理枝

てんぷ しりょう
〈添付資料〉

べっし
別紙-1 「生長の家における儀式の基本的な考え方」
せいちょう いえ ぎ しき き ほんてき かんが かつ

ねん がつ か しゅうきょうほうじん せいちょう いえ こくさいほんぶ りじ かいけつてい
[1994年4月5日宗 教法人「生長の家」(国際本部) 理事会決定]

べっし
別紙-2 「生長の家ブラジル伝道本部—近年の主な成果」
せいちょう いえ でんどうほんぶ きんねん おも せいか

別紙-1 「生長の家における儀式の

基本的な考え方」

「生長の家における儀式の基本的な考え方」

平成6年(1994年)4月5日理事会決定

I. 「生長の家における儀式の基本的な考え

方」とは何か。

(1) 生長の家は「人間神の子」「万教
帰一」の真理を説きますから、世界各国の
人に向かって伝道するとき、もし生長の家
の「儀式」にどこの国にも通用するような
普遍性があれば、それは布教する上で大変
都合が良いわけでありませぬ。

(2) ところが、どのような種類の神にせ
よ、神を祭祀するのは世界各国の人々が神
を祭るわけでありませぬから、そこには人・
時・処に応じていろいろの祭り方が考案さ
れているはずだ。そのために、世界各国
の宗教の「儀式」の“外形”はまちまちで
ありませぬから、たとえ生長の家がどの様な
「儀式」を考え出しましても、何処の国や
社会にもそのまま適用できるような普遍性
をそれにもたせることは難しいと考えませぬ。

(3) 従いまして、ここで云う「生長の
家における儀式の基本的な考え方」とは

“完成された儀式の手本”のことではなく、
生長の家を世界各国において布教すると
き、その国々の異文化圏の社会が、それぞ
れ自然に受け入れるような「儀式」を考案
する上での、“基本”となるところの「考え
方」であります。

(4) それ故、この「生長の家における
儀式の基本的な考え方」は「祭式・作法」
について述べるものではありません。つ
まり、「形」について述べてはいますが、
一定の決められた「形」を指して言うので
はありません。この意味で、それはわが国
を始め、世界各国の異文化圏において行わ
れる、生長の家の「儀式」を各国の実情に
適合した形で考案するときに必要な“基本”
となる「考え方」であると云えます。

II. 「生長の家における儀式の基本的な考え 方」を考案するときの“発想の起点”

生長の家の儀式の基本となります「考
え方」は、谷口雅春大聖師の御本『神の
真義とその理解』の99頁から100頁に書
かれている、次のようなご文章に表現され
ておると考えられます：

元来、生長の家には、冠婚葬祭その他、

色々の人生に於ける儀式には生長の家式と云う型がないのであります。それは生長の家が空っぽであり、能くものを容るる所以であり、各人の祖先を崇拜、祖先の宗教遺風を顕彰するのが生長の家の教でありますから、祖先の遺風を捨てせしめず、生長の家独特のものを主張しないところに特色があるのであります。

祖先崇拜の遺風を顕彰せんが為、生長の家誌友たるものは、祖先の信じておきた宗教の儀礼に随って、冠婚葬祭等を行うべしとしたのであります。これは「教義なき教義」と等しく「儀式なき儀式」に当るのでありますが、併し、祖先と云うものがない人が中にはある。先刻申しました様に、孤児とか捨子とかで自分の親が何の宗派であったか知らぬ、自分には在来の宗教がないし、自分は生長の家に入って救われたのだから、死んだ時にも生長の家で葬式して欲しいと云う人もなきにしもあらずですから、そういう人の為にはかって『生命の藝術』と云う雑誌に発表された事もあり、霊を悟りに導く「久遠いのちの歌」と云うのもあり、聖經『甘露の法雨』『天使の言葉』等と云う詩もありますから、文部省の係官の希望によって、それを書いたのです。

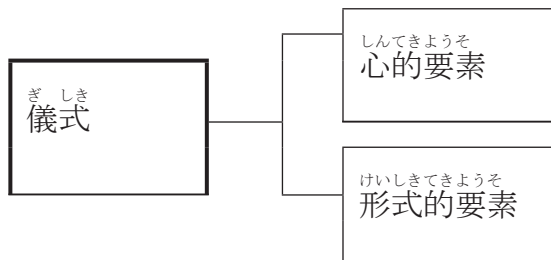
Ⅲ. 第一義の神の祭祀における生長の家の「儀式」の2つの要素

生長の家において、神を祭祀するとき、その「儀式」はいろいろの要素が総合して構成されています。例えば、その「儀式」は如何なる神を祭るのか。また、それはどなたが主斎し、誰が参加するのか。更に、「式次第」はどうなっているか。祝詞の文言はどうか。祭壇の飾りつけ、供えものはどうか、等々であります。このように、「儀式」というものは種々の構成要素から成り立っておりますが、ここでは「生長の家における儀式の基本的な考え方」を考察する上で、論旨を分かり易くするために、儀式の要素を「心的要素」と「形式的要素」の二つに分けて考えました。

「心的要素」とは、「信仰」「祭る心」「祈る心」などで、世界各国の異文化圏の国の人々の間でも等しく把持できるところの、普遍性のある要素であります。例えば、英語圏の国でみ教えを正しく理會させることが出来れば、第一義の神を祭る「儀式」において、生長の家の招神歌を英語で唱え、第一義の神へ呼びかける言葉を唱え、英文の聖經『甘露の法雨』を読誦しても、これが受け入れられる普遍性があるものと考えます。(但し、例えば、生長の家の招神歌を唱えるとき、日本語のまま節をつけて唱える「形式」をとりますと、それは外国で

すぐに理会されるとは限りません)

しかし、第一義の神を祭ることではあっても、それが心的要素から外界に現われ、具体的な祈りの仕方などの「形式」となったものは、外国の異文化圏の国の人々の間では、いくらみ教えの神髄を正しく伝えても、「祈りの形式」が受け入れられるとは限りません。なぜなら、祈り方とか祈りの動作等の「形式」は、世界の各国の人々の慣習や伝統が異なるはずでありますから、日本で考案した「祈りの形式」が、海外の地でそのまま受け入れられる保証はないからです。つまり儀式の「形式的要素」には普遍性は「無」といえることが出来ます。例えば、永い年月にわたってキリスト



教の影響を受けて発展して来た、ある外国の都市で、日本文化にうとい人々を集めて第一義の神を祭祀する際、何の説明もなしに日本の神道に則る「礼式・作法」で行ったならば、おそらく参加者たちの大半は“拒否反応”を起こすかも知れません。これは第一義の神の祭祀であっても、「儀式」の「形」そのものには普遍性がないからであります。

以上のことを図式的にまとめると、次のようになります：



→ 普遍的

→ 普遍的でない

IV. 第一義の神の祭祀における「基本的考え方」

第一義の神を祭祀する際の「心的要素」には、普遍性があります。従って、「聖經読誦」や「実相礼拝」の「心的要素」には、

普遍性があるはずで。即ち、み教えを正しく伝えて第一義の神を把握させれば、たとえ世界の如何なる国の人々でも、この第一義の神に対する「信仰」「祭る心」「祈る心」は、相互に理会できて共通しているものと考えます。例えば、現地語に翻訳され

た^{せいぎょう} 聖^{かんろ} 經^{ほうう} 『甘^{どくじゆ} 露^{だい} の法^ぎ 雨^ぎ』 の読^{だい} 誦^ぎ は、第^{だい} 一^ぎ 義^ぎ
 の神^{かみ} を祭^{まつ} る心^{こころ} を培^{つちか} うといふ意^い 味^み におい^て
 普^ふ 遍^{へん} 性^{せい} があ^り ます。

したが^{したが} 従^{したが} いま^{したが} して、例^{たと} え^{たと} ば「実^{じつ} 相^{そう} 礼^{らい} 拜^{はい}」の^の
 場^ば 合^{あい}、み教^{おし} えによ^{って}、第^{だい} 一^ぎ 義^ぎ の神^{かみ} を把^は 握^{あく}
 させ、「実^{じつ} 相^{そう}」を礼^{らい} 拜^{はい} する意^い 義^ぎ を説^と き、実^{じつ} 際^{さい}
 に「儀^ぎ 式^{しき}」におい^て 「実^{じつ} 相^{そう} 礼^{らい} 拜^{はい}」を^{おこな} うこ
 と自^じ 体^{たい} には普^ふ 遍^{へん} 性^{せい} があ^り、全^{すべ} ての国^{くに} の人^{ひと} 々^{びと}
 から受^う けい^れ られ^ら れると考^{かん} え^が ます。し^か し、
 具^ぐ 体^{たい} 的^{てき} な礼^{らい} 拜^{はい} の方^{ほう} 法^{ほう} とな^り ますと、例^{たと} え^ば

「正^{せい} 座^ざ して威^い 儀^ぎ を正^{ただ} し、二^{はい} 拜^{はい}、二^{はい} 拍^{はく} 手^{しゅ}、一^い
 揖^い」するとい^う 「形^{けい} 式^{しき} 的^{てき} 要^{よう} 素^そ」は、外^{がい} 国^{こく} の
 異^い 文^{ぶん} 化^か 圏^{けん} の人^{ひと} 々^{びと} には^か ず^が ぐ^さ ま^な じ^め ない^と
 ころ^が あ^る と考^{かん} え^が ます。だ^か ら、そ^の よ^う
 な国^{くに} での布^ふ 教^{きょう} では、実^{じつ} 相^{そう} 世^せ 界^{かい} の中^{ちゆう} 心^{しん} 帰^き 一^{いつ} の
 秩^{ちつ} 序^{じょ} を「形^{かたち}」に^{りゆうい} あ^ら わ^す よ^う に留^{りゆう} 意^い し^な が^ら、
 その国^{くに} の社^{しゃ} 会^{かい} の文^{ぶん} 化^か 的^{てき} な伝^{でん} 統^{とう} や習^{しゅう} 慣^{かん} を考^{こう} 慮^{りょ}
 して礼^{らい} 拜^{はい} の方^{ほう} 法^{ほう} を考^{こう} 案^{あん} し^ま す。こ^れ には、
 海^{かい} 外^{がい} 現^{げん} 地^ち から^{じょうほう} の情^{じょう} 報^{ほう} や資^{しりょう} 料^{りょう} を幅^は 広^{ひろ} く入^{にゅう} 手^{しゅ} し
 て検^{けん} 討^{とう} し^な け^れ ば^な り^ま せ^ん。

以上

別紙-2 「生長の家ブラジル伝道本部」近年の主な成果

「光明講座」の参加者数・行事中の聖典等の売上高					
年度	開催数	年度別 参加者数	過去2年間 の合計	聖典等の売上高 (R\$ 17R)	
				年度別	過去2年間 の合計
2003	36	27,576		77,426	
2004	42	37,828	65,404	129,054	206,480
2005	37	28,569	66,397	117,752	246,806
2006	42	40,821	69,390	223,098	340,850
2007	40	31,247	72,068	171,145	394,243
2008	41	39,919	71,166	252,023	423,168
2009	42	34,269	74,188	214,112	466,135

月刊誌・聖典・聖使命会の推移

	月刊誌 (神誌) 発行部数	聖典及びCD等の 年間販売部数	聖使命会員数
2004	512,612		223,229
2005	503,151	226,000(*)	211,759
2006	494,305	265,695	226,495
2007	500,333	274,982	223,341
2008	507,425	257,226	229,425
2009	513,375	514,149	234,419

(*) 概算

伝道本部大講堂における週間行事及び式典における参加者数
()は行事・式典の開催数

2004	2005	2006	2007	2008	2009
40,756	50,377	44,998	44,926	41,939	50,746
(236)	(241)	(236)	(236)	(250)	(257)

練成道場における参加者数 - ()は練成会の開催数

練成道場	2004	2005	2006	2007	2008	2009
化`ウーナ	20,995 (48)	19,428 (52)	19,181 (49)	20,854 (51)	18,786 (50)	17,111 (50)
サンタテクラ	5,851 (32)	6,352 (37)	6,188 (35)	6,131 (35)	5,458 (35)	4,939 (35)
サンタフェー	4,415 (33)	3,634 (31)	4,660 (33)	4,486 (31)	4,532 (33)	5,006 (38)
クリチーバ	—	—	2,153 (16)	2,705 (20)	2,888 (24)	2,778 (22)
合計	31,261 (113)	29,414 (120)	32,182 (133)	34,176 (137)	31,664 (142)	29,834 (145)

2011年3月22日

生長の家社会事業団等との訴訟について

宗教法人「生長の家」

代表役員 磯部 和男

2011年3月4日、東京地方裁判所において、当法人及び谷口恵美子先生が財団法人生長の家社会事業団並びに株式会社光明思想社を訴えた裁判の判決がありました。当該裁判において、当法人としては、主として次の3点を主張、請求していましたが、残念ながら、いずれも棄却されました。

1. 『生命の實相』黒布表紙版の著作権が当法人に帰属することを前提とする、被告の『古事記と日本国の世界的使命』の出版の差し止め等。
2. 被告の『古事記と日本国の世界的使命』の出版は、谷口雅春先生が存命であればその著作者人格権(同一性保持権)の侵害となるべき行為に該当し、谷口雅春先生の意を害するものであるから、著作権法第60条に違反する。
3. 当法人と被告間には、被告に著作権名義が帰属する書籍について、当法人が著作権を管理することの合意がある。

判決内容を検討した結果、今回の判決は到底、受け入れられるものではないため、当法人及び谷口恵美子先生は2011年3月17日、知的財産高等裁判所へ控訴いたしました。

以上